

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	園芸畜産課	整理番号	8-1
許認可等の種類	小型漁船の総トン数の測度、改測			
根拠法令条例等・条項	小型漁船の船籍及び総トン数の測度に関する政令第9条第1項、第2項			
許認可等の概要	小型漁船(総トン数5トン以上20トン未満)の総トン数の測度及び改測			
審査基準 (未設定の場合はその理由)	<p>○昭和28年8月31日政令第259号「小型漁船の船籍及び総トン数の測度に関する政令第9条」</p> <p>○昭和28年8月31日運輸省令第46号「小型漁船の船籍及び総トン数の測度に関する省令第9条第1項」</p> <p>○船舶のトン数の測度に関する法律(総トン数)</p> <p>第五条 総トン数は、我が国における海事に関する制度において、船舶の大きさを表すための主たる指標として用いられる指標とする。</p> <p>2 前項の総トン数は、前条第二項の規定の例により算定した数値に、当該数値を基準として国土交通省令で定める係数を乗じて得た数値にトンをつけて表すものとする。</p> <p>3 二層以上の甲板を備える船舶であつて国土交通省令で定めるものについては、同項中「当該数値を基準として国土交通省令で定める係数」とあるのは、「当該数値並びに上甲板及び上甲板から第二層にある甲板の位置を基準として国土交通省令で定める係数」とする。</p>			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	事務事例がなく処理期間の設定が困難である。			
期間の制定根拠	—			